

新発売 ケーブル貫通部防火措置材 T A F - 31

ケーブルの延焼を防止して、尊い人命を救い重要な施設を守るため、タフロックニジカンおよびタフロックニジカンパイプをご利用いただいておりますが、このたび、後者のタフロックニジカンパイプ T A F - 51と T A F - 75に加えて、新たに小径用の T A F - 31を発売しました。ケーブルの本数が少ない時とか感知線などの細かいケーブル用に最適です。価格も T A F - 51の約半額です。

従来の電線管による防火区画貫通部の防火措置工法は、建築基準法施工令第129条の規定により、貫通する部分の電線管の長さを全長で2mと壁または床の厚さだけ必要とし、管の両端には耐熱シール材(ダンシールP)を詰めることになっています。従って片側で1m以上も突き出るためケーブルのとりまわしが大きく、挟い天井裏や床下などの施工には、大へんやりにくい不便さがありました。

このタフロックニジカンパイプの場合は、従来工法に比べて電線管の長さが大幅に短かくなっています。すなわち、電線管の全長が壁とか床の厚さ約10cmも含めて電線管75で70cm以上、電線管51と31で20cm以上となります。また、(財)日本建築センターから2時間の防火性能の評定(BCJ-防災-97)を受けています。しかも電線管を除いて一か所分の所要材料がすべてセットされているので、材料の無駄がなく速く簡単に施工できます。

(狭い天井裏での取付例)

ケーブルラックによる防火区画貫通部の防火措置工法には、姉妹品のタフロックニジカンをご利用下さい。一か所に必要な資材4種類がセットされ、開口部の大きさにより8種類のキットがあります。

